

清掃業務の実施基準について

1 目的

霊園にふさわしく、また、墓参者等の利用者が安全かつ快適に利用できる清潔な環境を保持すること。

2 概要

次に示す清掃業務の実施基準を基本として日常清掃及び定期清掃を実施すること。なお、この要領に記載のない事項であっても、施設の衛生上、安全上又は美観上必要と認められる部分は、募集要項中のリスク分担表に基づき本市がリスクを負うべき場合を除き、指定管理者の負担により実施するものとする。

3 業務内容

(1) 作業場所

別表のとおり

(2) 日常清掃

- ア) 建物清掃及びごみ収集は、原則として毎日行うこと
- イ) 作業時間については、利用者等に配慮すること
- ウ) 作業完了後も、適宜巡回し、ごみや便器の汚れ等を除去すること
- エ) 作業の際は、利用者等に迷惑がかからないよう細心の注意を払って実施すること

(3) 定期清掃

作業は、別表のとおり定期的に行うこと

(4) 特別作業

作業は、別表のとおり行うこと

(5) その他

作業員には、一定の服装を着用させ、作業員であることを明瞭にすること
また、建物以外の作業は、原則として2名以上で実施すること

4 実施の計画及び報告

(1) 計画及び報告

本市と指定管理者の間で締結する協定書に基づき、事前に清掃作業実施計画書を提出し、本市職員の承認を得るとともに、事後に清掃作業実施報告書を提出すること

(2) その他

清掃作業に不十分な点があるときには、完全な清掃を行うこと

5 清掃機械器具、諸材料等

(1) 品質

作業に使用する機械器具及び諸材料等は適正かつ良質なものをを用いること

(2) 費用負担

作業に使用する機械器具、諸材料（トイレットペーパー（再生紙に限る）、石鹼水、ごみ袋等）、光熱水費、ごみ処理費用等の一切は指定管理者の負担とする。ただし、資料4の貸付予定物品を、本来の用途に従って使用することは可能である。

(3) 保管場所

作業に使用する機械器具は、事務所内に保管することが可能であること

6 ごみの処理

(1) 原則として、毎日（事務所閉庁日を除く。）1回実施すること

(2) 園内、事務所などから出るごみは、事業系ごみに分類されるので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、それぞれに応じた適正な処理を行うこと。

(3) 事業系一般廃棄物は、それぞれの霊園が所在する市で定められた方法（分別・排出等）で処理を行うこと。

(4) できるかぎり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を行い、環境負荷の低減に努めること。

(5) たばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、上記（2）と同様の処理をすること

7 その他

(1) 清掃員控室

特に用意していない

「清掃業務の実施基準」補足資料

1 日常清掃

清掃場所	作業方法	対象	面積等	備考
管理事務所	① 床面をダストモップ、ほうき又は掃除機により掃除する。 (汚れに応じて洗剤等を使用して汚れを落とす) ② 出入口扉・自動扉のガラスの拭き掃除や金属部分の磨き、周辺ガラス部分の拭き掃除を行う。 ③ 灰皿及びごみ箱の内容物を除去し、清掃を行う。 なお、灰・ごみについては、袋詰めの上、ごみ置場に搬入する。 ④ 階段・スロープの手摺の手垢拭きを行う。 ⑤ 便所及び浴室等について、汚れに応じて洗剤等を使用して汚れを落とすほか、壁面タイルと鏡の吹き掃除を行い、便所・洗面所・浴槽等の洗浄を行う。 また、ペーパー・石鹼水、防臭剤等の衛生消耗品の補充を行う。 ⑥ その他必要な作業を行う。	—	1,146 m ²	毎日
休憩所（事務所附属を除く）	① 管理事務所の作業方法に準じて実施する。 ② その他、ごみの搬出など必要な作業を行う。	—	3 か所	毎日
便所（事務所・休憩所附属を除く）	① 管理事務所の作業方法の⑤に準じて行う。 ② その他、ごみの搬出など必要な作業を行う。	—	1 か所	毎日
ごみ箱（屋外）	① ごみ箱内のごみを除去し、ごみ箱内及び周辺の清掃を行う。なお、ごみについては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分のうえ適正に処理する。 ② その他、必要な作業を行う。	—	80 箱	毎日
その他	① 建物の外周をほうき等により掃除する。 ② 供花が枯れている場合は、必要に応じて回収する。 ③ 必要に応じて、ごみや泥、落ち葉の除去等必要な作業を行なう。	—	—	随時

2 定期清掃

清掃場所	作業方法	対象	面積等	備考
管理事務所	① 床面をダストモップ、ほうき又は掃除機により掃除する。 ② タイルカーペットやシートのある場合は、じゅうたんクリーニングを行う。 ③ 床面を洗浄の上、床材に応じた良質のワックスを塗布し、ポリッシャーで磨き上げる。(石床は洗浄のみ) ④ ガラス部分をガラス用洗剤により洗浄し、から拭きを行う。 ⑤ 外面ガラス部分についても、④のとおり行う。	—	1,146 m ²	3ヶ月に1回
休憩所(事務所附属を除く)	① 泉南MPにおいては、管理事務所の作業方法に準じて実施する。	—	3か所	
便所(事務所・休憩所附属を除く)	① 管理事務所の作業方法に準じて行う。	—	1か所	

3 特別清掃

清掃場所	作業方法	対象	面積等	備考
	① 園内にごみ箱を増設し、投入量に応じて速やかに回収する。 ② 休憩所清掃及び便所清掃を状況に応じて、1日複数回行う。 ③ その他、園内全域を1日複数回点検し、状況に応じて必要な作業を行う。 ④ 計画的な作業は、できる限り早朝のうちに行う。	—	—	特別期間

※「特別期間」については、別資料のとおり。